

平成28年度事業計画について

(平成28年5月1日～平成29年4月30日)

本年度も、引き続き公益性の高い次の諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、それぞれの部会固有の事業を効果的・積極的に推進するものとし、その推進に当たっては消費者の視点に立って、規約本来の目的である、消費者の自主的、合理的な選択に資するとともに、取引の公正化を促進し、もって国民生活の安定と業界の健全な発展に寄与することとする。

また、業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「規約」などの自主ルールの啓発活動を実践し人材育成の支援を図るとともに、新規会員の加入促進なども図り、協議会の円滑かつ適切な運営に努めることとする。

第1 事業計画の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用等

平成26年度改正された景品表示法上の措置（事業者が講ずべき表示等の管理上の措置、課徴金制度、都道府県の権限強化等）への対応を図りつつ、次のとおり、規約の厳正かつ適正な運用を図る。

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
 - (1) 消費者モニター制度の運営及び消費者懇談会の開催
 - (2) メーカー希望小売価格の表示の適正化と撤廃情報の周知
 - (3) 事業活動の広報の推進とシンボルマークの普及
 - (4) 規約の啓発活動と関連人材育成支援への取組み
 - (5) 部会間、支部間の連携
 - (6) 関係官公庁、都道府県等との連携

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等のセミナーの開催、関連する法令についての具体的な調査、研究等を通じて会員の遵法活動を促進する。

また、流通実態の変化等に対応して、独占禁止法等流通規制関係法令、ガイドライン等に関し調査、研究を進め、関係行政庁においてガイドライン等その見直しの検討が推進されるよう、また会員において、改訂された流通・取引慣行ガイドライン等に即した適正な営業政策の実施が図られるよう努める。

Ⅲ 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下での適正な運営

会員企業・団体の拡大についての取組みを進め、業界の変化に対応した制度、組織等の構築に努める。

また、規約遵守体制の強化、会員増強等の観点から、シンボルマークの一層の普及を図る。

第2 製造業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導

(1) 規約の目的を一層実現するため、規約、施行規則、運用基準等の見直しを積極的に推進するとともに、必要に応じ、詳細解説や留意点等を作成し、規約の理解促進に資する。

特に、昨年度来、関連委員会にPJを設置し、現行規約の問題点・課題等の抽出に注力してきたが、今年度は具体的な改正案の検討を行うこととする。

(2) 規約の遵守状況を確認するとともに、違反被疑事案については迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。

(3) 広告・表示にかかわる業界全体の課題について調査、研究を行い、必要に応じて新たな基準の策定を推進する。

(4) 消費者関連法令等の動向をフォローし、必要な対応を行う。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導

(1) 「景品規約遵守体制強化月間」の実施及び遵守体制の定着化により、違反行為の未然防止を図るとともに、違反被疑事案については迅速に調査を行い、適切な措置を講ずる。

(2) 事例の研究と事例集の作成を行う。

(3) 規約の周知徹底のため、研修会を積極的に開催する。

(4) 規約の運用に当たっては、支部及び小売業部会と連携を図る。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度の運営及び消費者懇談会等の開催

規約の効果的な運用に資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用することとし、これらにより消費者の意見を聴取する。

(2) メーカー希望小売価格の表示の適正化と撤廃情報の周知

毎月、会員各社の価格撤廃となった過去一年分の価格撤廃商品一覧表をホームページに掲載し、小売事業者に周知することにより、不当な二重価格表示の防止に努める。

(3) 広報活動の推進等

協議会の会報（「家電公取協ニュース」及び「家電公取協の活動報告」）、ホームページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。

(4) 支部との連携の強化及び小売業部会との連携・協力等

- ① 全国支部長会議及び全国支部活動連絡会議を定期的に行い、本部と支部の連絡調整を緊密に行い、支部との連携の強化を図る。
- ② 小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進に協力する。
- ③ 小売業部会の委員会活動及び各種調査事業等に協力する。
- ④ 小売業支部での「正しい表示 店頭キャンペーン」等の実施に協力する。

(5) 関係官公庁及び関係団体との連携強化等

- ① 規約の運用に当たっては、消費者庁、公正取引委員会との懇談会を随時開催するなど関係官公庁と連携を密にして行う。
- ② 経済産業省等の関係官公庁及び都道府県の担当部署との連携を密にする。
- ③ その他、関係団体との連携を強め、意見交換を行う。

II 公正な取引の推進

- 1 独占禁止法、景品表示法等のセミナーの開催、関連する法令についての具体的な調査、研究等を通じて会員の遵法活動を促進する。

また、流通実態の変化等に対応して、独占禁止法等流通規制関係法令、ガイドライン等に関し調査、研究を進め、関係行政庁においてガイドライン等その見直しの検討が推進されるよう、また会員において、改訂された流通・取引慣行ガイドライン等に即した適正な営業政策の実施が図られるよう努める。

2 メーカー派遣員

- (1) 独占禁止法、労働者派遣法等のメーカー派遣員に関する諸法令の研究を行う。
- (2) メーカー派遣員の現状把握のための調査を実施する（年2回）。

III シンボルマークの普及

規約遵守体制の強化、会員増強等の観点から、シンボルマークの一層の普及を図る。

第3 小売業部会の事業計画

I 規約の厳正かつ適正な運用等

- 1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導
 - (1) 平成26年7月に変更認定された小売業表示規約・施行規則等について、広く周知を図り、一層適切な表示を推進するとともに、更なる変更の必要性について検討する。

- (2) 規約違反被疑事案については、迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。
- (3) 規約の啓発と違反の未然防止・再発防止を図るため、行政や消費者団体と緊密に連携した「正しい表示 店頭キャンペーン」を積極的に展開する。
- (4) 小売業表示規約に関する調査事業を実施し、規約違反の効果的な実態把握と調査結果に基づく是正活動を推進する。
- (5) 非会員事業者に対し、規約の趣旨遵守への協力要請と加入促進を図る。

2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 支部活動の推進

- ① 支部活動の適切な運営を一層推進する。
- ② 支部独自の規約調査を実施し、併せて「支部規約指導委員会」を定期的で開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の効果的な活動を展開する。
- ③ 製造業部会と小売業部会とで運用する製品業景品規約に関し、支部を通じ会員への周知、PR活動を行う。

(2) 消費者の意見の聴取、広報活動

- ① 規約の効果的な運用に資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用することとし、これらにより消費者の意見を聴取する。また、テーマ別モニター研究会を開催し、更なる規約変更の必要性を研究する。
- ② 協議会の会報（「家電公取協ニュース」及び「家電公取協の活動報告」）、ホームページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。

(3) 官公庁との連携強化等

規約の運用に当たっては、消費者庁、公正取引委員会及び各都道府県の景品表示法担当部署との連携を密にし、「正しい表示 店頭キャンペーン」、「規約研修会」等の円滑な実施を図る。

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等のセミナーの開催を通じて会員の遵法活動を推進する。

また、会員において、改訂された流通・取引慣行ガイドライン等に即した適正な営業政策の実施が図られるよう努める。

III シンボルマークの普及

規約遵守体制の強化、会員増強等の観点から、シンボルマークの一層の普及を図る。

以上